

職員の懲戒処分

本日、職員の懲戒処分を発令しました。

被 処 分 者	(1) 所 属 高速鉄道部烏丸線運輸事務所 (2) 年齢・性別 57 歳・男性 (3) 職 種 駅務区長 (以下「被処分者 B」という。)
処分発令日	令和 6 年 9 月 9 日
処 分 内 容	減給 10 分の 5・1 日
事 案 概 要	7 月 26 日に発表した無賃乗車・隠ぺい事案において、隠ぺいを図ろうとした被処分者 B が、当時、烏丸線運輸事務所駅務区（以下「駅務区」という。）に勤務していた元職員（以下「職員 A」という。）に対し、勤務時間中であることを知りながら、自身が管理する業務用乗車券を貸与したうえで、通勤定期券（以下「定期券」という。）を購入しに行くよう指示したため、職員 A が貸与された業務用乗車券を使用して、勤務時間中に定期券を購入するに至った。 ・ 先般の無賃乗車・隠ぺい事案が発覚してから、職員 A は竹田駅にある研修所から九条駅にある駅務区に勤務場所を変更した。 ・ 元職員 C の機器の不正操作による無賃乗車事案の発覚を受けて、公共交通機関を利用して通勤する職員を対象に定期券の実態調査を行ったところ、職員 A については、通勤経路等の認定手続きが完了していなかったため、定期券を所持していなかった。 ・ 職員 A の通勤経路が認められたため、速やかに定期券を購入させるよう所長から指示を受けた被処分者 B が、職員 A に対し、勤務時間中であることを知りながら、自身が管理する業務用乗車券を貸与したうえで、定期券を購入しに行くよう指示したため、職員 A は貸与された業務用乗車券を使用して、勤務時間中に定期券を購入した。 ・ 職員 A 及び被処分者 B は、業務の一環として速やかに対応しなければいけないと認識しており、非違行為に及んでいる認識はなかった。 ・ なお、勤務場所の変更があった場合、新たに提出される通勤届の内容を認定した後、定期券を購入させているため、当時、職員 A が定期券を未購入だったことは不正ではない。
備 考	・ 上記事案における管理監督責任として、烏丸線運輸事務所長に対し、交通局次長から口頭による厳重注意を行った。